

技術顧問等の取扱いに関する通達

平成16年2月29日
2004年(総企)通達第41号
最終改正 令和4年11月14日

第1条 独立行政法人エネルギー・金属鉱物資源機構（以下「機構」という。）に、技術顧問及び技術アドバイザー（以下「技術顧問等」という。）を置くこととする。

第2条 技術顧問等は、以下の事項に関し理事長の諮問に応じ意見を述べ、又は意見を具申するものとする。

- (1) 技術顧問 機構業務運営の基本方針又は技術的重要事項
- (2) 技術アドバイザー 技術専門的重要事項

第3条 技術顧問等は、理事長が委嘱する。

第4条 技術顧問等の任期は、委嘱した日から1年とする。ただし、再任を妨げない。

第5条 技術顧問等の報酬は、専門能力、経験、諮問する技術的事項の複雑・困難等を勘案して、理事長が個別に定めるものとする。

第6条 この通達に定めるもののほか、この通達の実施に関し必要な事項は、理事長が定める。

附 則

この通達は、平成16年2月29日から施行する。

附 則

この通達は、平成18年4月1日から施行する。

附 則

この通達は、令和4年11月14日から施行する。